

聴覚障害者・児におけるオンライン診療

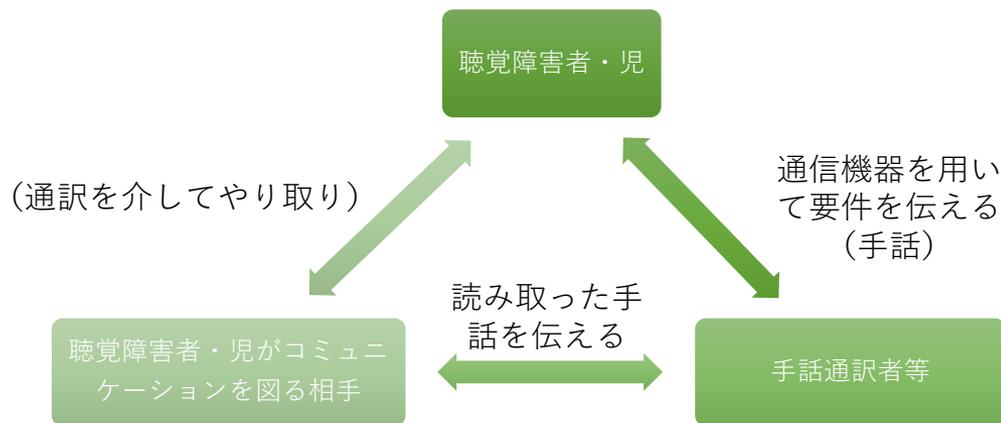
○ 聴覚障害者・児の医療受診と新型コロナウイルス流行に関する背景

- 聴覚障害者・児は、医療を受ける際に手話通訳者等に同行を依頼し、医療機関に受診することがある。
- 新型コロナウイルスの流行に伴い、医療現場に同行する必要がある手話通訳者派遣が十分実施できない市町村があることも報告されている。

○ 遠隔手話サービスの概要

- 遠隔手話サービスとは、個人等が所有するスマートフォンやタブレット等の通信機器を活用し、手話通訳者等が遠隔で聴覚障害者・児のコミュニケーションを支援するもの。

<遠隔手話サービスの基本的なサービス構造>



○ 課題

- 遠隔手話サービスを用いたオンライン診療は、現行の指針において、医師と患者以外の第三者がオンライン診療に参加することについて禁止する記載（次頁参照）があるため、実施されていない。

○ オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂）

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) 医師の所在

②最低限遵守する事項

▼ **第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう**、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行わなければならない。

(2) 患者の所在

①考え方

～中略～他方、医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師等の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき提供されるものであることから、患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、**第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう**、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべきである。

○ オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年７月一部改訂）

(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末） ①考え方

1) 医師が行うべき対策

1-1) 共通事項

・ 医師がいる空間に診療に関わっていない者がいるかを示し、また、患者がいる空間に**第三者がいなか確認すること**。ただし、患者がいる空間に家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合を除く。

1-2) 医師が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項 医師が汎用サービスを用いる場合は、1-1)に加えて下記の事項を実施すること。

・ **医師側から患者側につなげることを徹底すること（第三者がオンライン診療に参加することを防ぐため。）**。

3) 患者に実施を求めるべき内容

医師はオンライン診療を活用する際は、診療計画を作成時に患者にして、オンライン診療を行う際のセキュリティおよびプライバシーのリスクを説明し、特に下記が遵守されるようにしなければならない。

～中略～

・ **医師との通信中は、第三者を参加させないこと。**

聴覚障害者等のオンライン診療活用について

○ 事務局案

- 新型コロナウイルスの流行に鑑み、聴覚障害者・児がオンライン診療を実施するにあたり、セキュリティ面にも十分配慮した上で、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることを可能であることを明確に示すことについてどのように考えるか。
- 具体的には、患者側が、以下の手順で汎用システムに手話通訳者を参画させることとしてはどうか。
 - ①あらかじめ、電子メールやFAX等で手話通訳者をオンライン診療に参加してもらうことについて了承を得る。
 - ②その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書をあらかじめ送付。
 - ③医師が患者に対してコールする
 - ④患者が手話通訳者を同通信に招待する。
 - ⑤診療開始時には医師が手話通訳者等に対して本人確認を行う。
- 手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前に患者とその旨を確認する必要がある。

